

公社等見直しに関する実行計画

平成14年12月

(平成16年12月修正)

(平成18年 3月修正)

(平成19年 3月修正)

福島県行財政改革推進本部

(公社等外郭団体見直し部会)

目 次

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性	1
公社等見直しに関する実行計画	
（企画調整部所管）	
福島県土地開発公社《継続》	3
財団法人ふくしま自治研修センター（シンクタンクふくしま）《修正》	4
（商工労働部所管）	
財団法人福島県観光開発公社《継続》	5
財団法人物産プラザふくしま《継続》	5
（農林水産部所管）	
財団法人福島県農業振興公社《修正》	6
社団法人福島県林業公社《継続》	8
財団法人福島県きのこ振興センター《修正》	12
（土木部所管）	
福島県住宅供給公社《継続》	14
福島県道路公社《修正》	16
財団法人福島県建設技術センター《修正》	17
財団法人福島県下水道公社《修正》	18
（教育庁所管）	
財団法人福島県自然の家《策定》	19

《継続》： 現行の「実行計画」（H18.3修正）を継続

《修正》： 現行の「実行計画」（H18.3修正）を修正

《策定》： 新たに「実行計画」を策定

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

「実行計画」等に基づき見直しを進める公社等（12団体）	
1 現行の「実行計画」（H18.3修正）を継続する公社等（5団体）	
公 社 名	見 直 し の 方 向 性
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく着実な債権回収等の実行
（財）福島県観光開発公社	物産プラザふくしま等との統合の着実な実行
（財）物産プラザふくしま	観光開発公社等との統合の着実な実行
（社）福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組みの実行
福島県住宅供給公社	「改訂整理計画」の着実な実行
2 現行の「実行計画」（H18.3修正）を修正する公社等（6団体）	
公 社 名	見 直 し の 方 向 性
（財）ふくしま自治研修センター （シンクタンクふくしま）	存廃も含め、「シンクタンクふくしま」の在り方についての抜本的な検討・見直し
（財）福島県農業振興公社	新たな「経営合理化計画」等の策定による主体的な取組みの実行
（財）福島県きのご振興センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社の在り方等の見直し
福島県道路公社	有料道路に係る将来の管理方法等の検討 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
（財）福島県建設技術センター	「入札等制度改革に係る基本方針」に基づく検討・見直し
（財）福島県下水道公社	流域下水道の効果的な維持管理方式の決定 決定内容を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し
3 新たに「実行計画」を策定する公社等（1団体）	
公 社 名	見 直 し の 方 向 性
（財）福島県自然の家	直営での運営を含め、県職員の派遣で組織される公社の在り方の抜本的な検討 次回指定管理者選定期間までに整理

主体的・自立的に見直しを進める公社等(9団体)

公 社 名	見 直 し の 方 向 性
(財)福島県青少年育成 ・男女共生推進機構	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	主体的・自立的な改革の継続
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・ エコ・ライフ財団	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)福島県都市公園・緑化協会	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)福島県文化振興事業団	「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	経営計画等の策定などによる主体的・自立的な法人運営

団 体 名	福島県土地開発公社
-------	-----------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

今後の在り方の実現方策を取りまとめた「経営方針」に基づいて、適正な債権管理や組織・人員体制の合理化を着実に実行する。

【今後の在り方の骨子】(平成17年3月25日公社等外郭団体見直し部会決定)

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制へ合理化を進めていく。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】 - 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取り組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
適正な債権管理	<p>公社は、「福島県土地開発公社経営方針」に基づき、着実な債権回収を図る。</p> <p>県は、関係領域等との調整を図るなど、債権回収の進行管理を行う。</p>	18年4月～	公社	
	<p>「福島県土地開発公社経営方針」(平成18年3月策定)における経営改革の骨子</p> <p>組織・人員体制の見直し 事務所経費の削減 借入金利の引き下げ 債権回収の着実な実施</p>	18年4月～	県	
組織・人員体制の合理化	<p>道路公社との関係の整理を含めた他組織との統合等の具体的な手法等及び業務量に応じた組織・人員体制についてとりまとめる。</p> <p>ア 現状の整理 イ 課題・問題点の検討整理 ウ 検討結果の取りまとめ エ 検討結果を踏まえ、関係機関との調整</p>	19年度	<p>県、公社 " " "</p>	

進 行 管 理 体 制

企画調整部土地調整グループを中心に、関係部局等との調整を適宜行いながら進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的・客観的な点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団 体 名	財団法人ふくしま自治研修センター (シンクタンクふくしま)
-------	----------------------------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

県は、存廃も含め、シンクタンクふくしまの在り方について抜本的な検討・見直しを行う。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】 - シンクタンクふくしまの在り方の抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
存廃も含めたシンクタンクふくしまの在り方の抜本的な検討・見直し	<p>存廃も含めたシンクタンクふくしまの在り方について、抜本的な検討・見直しを行う。</p> <p>〔検討の方法〕 地域づくり領域が中心となり、関係機関との協議等を実施して検討・見直しを進め、将来のシンクタンクふくしまの在り方を取りまとめる。</p> <p>ア 現状の整理 イ 課題・問題点の検討整理 ウ 検討結果の取りまとめ エ 検討結果を踏まえ、関係機関との調整 オ シンクタンクふくしまの在り方の取りまとめ</p>	19年度	<p>県・公社</p> <p>(県) (県) (県) (県・公社) (県)</p>	

進 行 管 理 体 制

については、地域づくり領域を中心に、関係者との打合せを適宜行いながら、進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団 体 名	財団法人福島県観光開発公社 財団法人物産プラザふくしま
-------	--------------------------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

福島県の観光及び物産振興機関の今後の在り方について早急に検討し、平成20年3月を目途に、(財)物産プラザふくしま、(財)福島県観光開発公社及び(社)福島県観光連盟の統合を進める。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】 - 三団体（物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟）の統合

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
今後の在り方の検討	「福島県観光及び物産振興機関見直し検討委員会」を設置し、三団体の統合による観光及び物産振興機関の今後の在り方について検討する。 〔検討項目〕 ア 福島県の観光及び物産振興の目指すべき方向 イ 団体の今後の在り方（役割、業務、組織等）	18年10月 まで	県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟	【検討委員会】 （構成員） 県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟、市長会、町村会 （検討時期） 18年 3月 ～ 18年10月
統合の諸課題、事務手続の整理・検討	統合にあたっての諸課題、事務手続等を整理検討する。 ア 統合の方法 イ 寄附行為、諸規程の整備（組織、会計、財産、サービス、給料等） ウ 法的手続や届出（国、県）	18年度 ～ 19年度	県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟	
統合手続	ア 統合理事会の開催 イ 統合に伴う法的手続	19年度 ～	物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟	

進 行 管 理 体 制

県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟及び関係機関を構成員とする「福島県観光及び物産振興機関見直し検討委員会」を設置し、県及び各団体が主体となって、統合による観光及び物産振興機関の今後の在り方について、専門家や学識経験者等の意見を聴取し、総合的に検討していく。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的・客観的な点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名

財団法人福島県農業振興公社

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

第三次経営合理化計画（平成18年度末策定予定）に基づき、次の各事項に取組み、累積欠損金（18年度末で約481百万円（見込み））を平成23年度末までに約351百万円（130百万円）に縮減する。

より一層の経費節減を図る。

農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

【目標2】

開発関連長期保有地や一般長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地とした土地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。（郡山市郡山東部地区 26.9ha、会津若松市大戸地区 9.8ha、相馬市磯部地区 4.0ha、同柚木地区 7.6ha、計 48.3ha（17年度末現在））

一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。（所在地：6市町村、計約 17.2ha（17年度末現在））

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】 - 第三次経営合理化計画に基づく取組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
経費の節減	<p>ア 役職員年間給与を年間約5百万円ずつ、5年間削減する。</p> <p>イ 定年退職者の補充は、嘱託職員を雇用して賄う。</p> <p>ウ 第二次経営合理化計画の内容を継続し、事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減する。</p> <p>エ 第二次経営合理化計画の内容を継続し、県内日帰り出張の場合の日当支給は行わないこととし、旅費を年間1,300千円節減する。</p>	19～23年度	公社	
収入の確保	<p>ア 第二次経営合理化計画の内容を継続し、農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料により、年間約6,900千円の手数料増収を図る。</p>	19～23年度	公社	
県の助成措置	<p>公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を講じる。</p>	19年度～	県	
累積欠損金の縮減	<p>以上の取組みにより平成18年度末約481百万円の累積欠損金を平成23年度末には約</p>	19～23年度	公社	

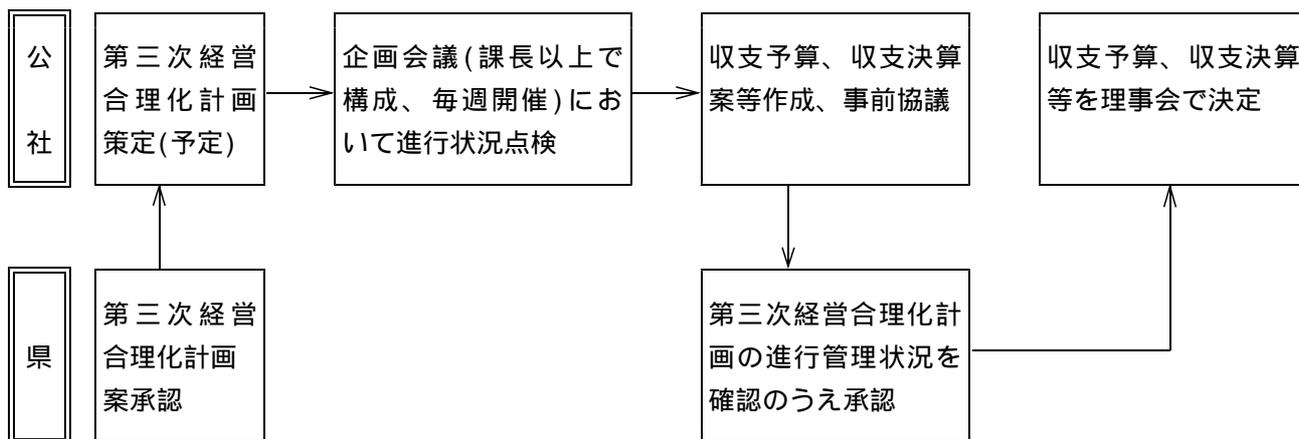
351 百万円まで縮減する。

【目標 2 についての具体的な工程表】 - 長期保有地の処分

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
開発関連長期保有地の処分策	ア 関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方策を検討のうえ早期処分に努める。 イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。 ウ 売渡に当たっては、差損対策や支援対策等について関係機関とも協議しながら処分に努める。	19 ~ 23 年度	公社、県等	
一般長期保有地の処分策	ア 市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。 イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。 ウ 農地価格の下落等に備えるための売買事業損失引当金の積み増しを行う。	19 ~ 23 年度	公社	

進 行 管 理 体 制

農業振興公社の第三次経営合理化計画（平成 18 年度末策定予定）については、計画策定に関係した総務予算グループ、普及教育グループ、担い手育成グループ及び農業振興公社において進行管理を行う。



関係グループ（総務予算グループ、普及教育グループ、担い手育成グループ）

運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名

社団法人福島県林業公社

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

区分	管理育成	契約期間	伐採方法	返還方法	分収方法
現行	生産林特化	60年	皆伐	裸地	換金
見直し方向	針広混交林	80年	択伐	未伐木は返還	換金及び材積

【目標2】

第2次改善計画（平成13年6月策定）期間末の平成80年度時点で、材価等が現状で推移した場合、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

《 経営改革による長期収支改善策の概要 》

区分	取組内容	改善効果 (億円)
公社自らの改善策	管理費等節減、及び木材販売対策強化	30
県の支援による改善策	公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施、公庫新規借入中止	138
土地所有者の協力による改善策	現行分収契約（割合）を[公社80：土地所有者20]に変更（ただし、市町村有地は[公社89：市町村11]に変更）	106

《 公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要 》

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採に至るまでの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年で、伐採後の売却収入から必要経費（伐採経費、搬出経費）を控除した金額を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/3以下（ピーク時の1/5以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが想定される。

また、公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】 - 森林施業の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
森林施業の見直し	<p>下記事項について見直しを行い、分収割合の見直しと併せ土地所有者の理解を得た上で変更契約を締結する。</p> <p>ア 管理育成手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 「生産林特化」から「針広混交林」への転換 <p>これまで管理・育成してきた造林木の択伐施業の導入に併せ、針広混交林化を図ることにより、森林の公益的機能の高度発揮と管理コストの節減を図る。</p> <p>イ 契約期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行60年から80年への変更 <p>長伐期施業の導入により森林の公益的機能の高度発揮と、材価の安定、労働力の軽減を図る。</p> <p>ウ 伐採及び返還方法（分収方法）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行「皆伐（換金分収）」から「択伐（換金及び材積分収）」への変更 <p>大面積皆伐を避けることにより林地保全を図るとともに、残存木については立木の状態で返還することにより、土地所有者の再造林の負担の解消を図る。</p>	18年度 ～ 80年度	公社	

【目標2についての具体的な工程表】 - 抜本的な収支改善策の取組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
公社管理費等の節減等（公社自らの改善策）	<p>ア 管理費等の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤役員の退職金を廃止する。 森林管理業務の委託等による業務・組織の見直しを行う。 森林の状況に適合した森林施業を実施するとともに、作業期間の一致する作業を合併発注し、諸経費の節減を図る。 可能な地域においては、異なる事業種を年度内において一括発注し、経費節減と発注作業の軽減化を図る。 （収支改善効果 18億円） <p>イ 立木販売等の増収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場、山元での立木販売以外に、直接、素材利用者（土木業者等）への保 	18年度 ～ 80年度	公社	

	<p>育間伐材販売に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材市場の動向を的確に把握するとともに、中期的な間伐材販売計画を策定し、安定した収入の確保に努める。 ・ 主伐期の有利販売方法について早期から検討を開始し、必要な業務システム及び販売体制の構築に努める。 ・ インターネット等を活用し積極的に木材販売に関する情報の提供を行う。 (収支改善効果 12億円) 			
	<p>ウ 無利子資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子の森林整備活性化資金の融資枠等の拡充を要請しながら積極的な活用を図る。 	18年度 ~	公社	
	<p>エ 借入金利子負担の軽減化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業金融公庫の既往の借入金について、低利な借換制度を活用し、利子負担の軽減を図る。 	18年度 ~	公社	
繰上償還等の実施(県の支援による改善策)	<p>ア 利率3.5%超借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、農林漁業金融公庫より制度上認められている利率3.5%を超える借入金の繰上償還を実施する。 (収支改善効果 31億円) <p>イ 利率3.5%以下借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次経営改善計画の取組状況、分収契約変更等の状況を見極めながら、平成21年度以降に農林漁業金融公庫借入金の全額繰上償還の実施を検討する。 (収支改善効果 95億円) <p>ウ 農林漁業金融公庫資金の新規借入中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額繰上償還後の新規公庫借入を中止することにより、借入利息の発生を防止する。 (収支改善効果 12億円) 	18年度	公社・県	
		21年度 以降	公社・県	
		21年度 以降	公社・県	
造林分収契約の見直し(土地所有者の協力による改善策)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も造林木を適正に管理し、森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、分収契約の見直しについて土地所有者の理解を得た上で、変更契約の締結を推進する。 なお、契約時から多年経過しているた 	18年度 ~ 21年度	公社	18年度:市町村 18~21年度: その他の土地 所有者 契約件数

め、一旦全ての権利関係調査を行う。
 [分収割合 公社80：土地所有者20]
 ただし市町村有地は
 [分収割合 公社89：市町村11]
 (収支改善効果 106億円)

約3千件
 契約者数
 約9千人

進 行 管 理 体 制

平成18年5月開催予定の通常総会において、上記改革目標を織り込んだ第2次改善計画変更の承認を得、平成18年度中に計画期間の延長を含め現分期計画(期間：平成15～19年度)の見直しを行う。

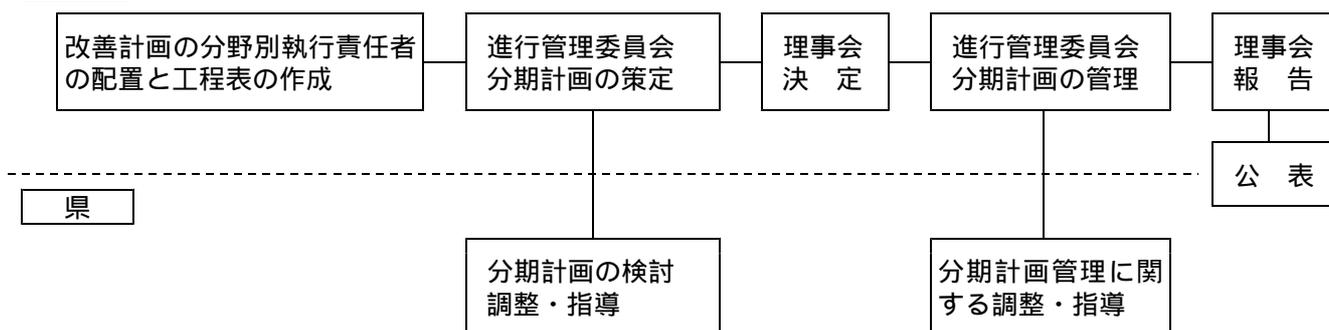
また、平成80年度を目標とした長期計画であることから、見直し後の現分期計画以降においても原則として5年を一期とする分期計画を策定する。

公社の進行管理委員会において、第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容、及び分収契約変更を含めた業務内容の進行管理を行う。

第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。

進行管理の流れ図

林業公社



進行管理委員会は公社副理事長、専務理事、市町村理事及び森林整備グループ参事を構成員とする。

県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名

財団法人福島県きのお振興センター

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

県は、産地形成に向けて「産地化促進実施計画」等を策定し、計画的な実行と技術移転を推進するとともに、計画の進捗を踏まえ団体の育成、業務移管に取組み、平成23年度までに公社の在り方等の見直しを行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】 - 産地化促進実施計画等の推進と公社の在り方等の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
産地化促進実施計画の策定による計画的な産地形成の推進	<p>県オリジナル品種による産地化の促進に向けた具体的な「産地化促進実施計画」を策定し、産地形成を計画的に推進する。</p> <p>1 実施計画の策定期間</p> <p>2 実施計画検討の方法 産地化促進検討会議を設置して検討する。</p> <p>3 実施計画の主な内容</p> <p>ア 産地化の予定地区の現況課題等 ・生産者、生産施設の現状、栽培環境状況等</p> <p>イ 産地化促進の実施計画等 ・品種の選定、担い手の確保、技術指導の実施、生産施設計画等</p> <p>・振興対策事業の実施</p> <p>ウ 消費拡大及び販売戦略の検討</p>	<p>19年度 ～ 23年度</p> <p>19年6月</p>	県、公社	<p>【検討会議】 (構成員) 県、関係団体 (計画検討時期) 平成19年4月 ～平成19年6月</p>
技術移転の推進	<p>農林事務所主体の指導体制を確立するため、技術移転等に関する年度別の研修等計画を策定し、公社がこれまで培ってきた技術について農林事務所等への移転を計画的に推進する。</p> <p>1 技術移転の方法等</p> <p>ア 栽培技術指導マニュアルの作成</p> <p>イ 技術講習会、現地研修会の開催</p>	<p>19年度 ～ 23年度</p>	県、公社	

団体の育成、 業務移管の取組 み	産地化促進実施計画の進捗状況を踏まえ、 生産者の組織化とネットワーク化による組 織の強化を進め、種菌の増殖・供給ができ る団体の育成、公社業務の移管に取り組む。	21年度 ～ 23年度	県、公社	
公社の在り方 等の見直し	上記～を着実に実行し、公社の在り 方等の見直しを行う。	23年度 まで	県	

進 行 管 理 体 制

農林水産部において関係部局との調整を適宜行いながら進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名

福島県住宅供給公社

基本的方向及び論点を踏まえた改革目標

【目標】

住宅供給公社は、平成16年9月に策定した公社整理計画（マスタープラン）に基づき、平成20年度末の解散に向けて未分譲地の販売等整理業務を遂行する。
 県は、計画の進捗状況を点検しながら、必要な指導と支援を行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】 - 整理計画の実行

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考																								
整理計画の実行	<p>ア 分譲資産の販売</p> <p>平成20年度までの完売を目指して、計画的な宅地販売に努める。</p> <p>15年度末の未分譲区画数551戸</p> <p>分譲・販売実績と目標(区画(戸)数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th colspan="2">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>185</td> <td>16年度</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>89</td> <td>17年度</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>217</td> <td>18年度</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>168</td> <td>19年度</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20年度</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目標		12年度	185	16年度	119	13年度	89	17年度	117	14年度	217	18年度	98	15年度	168	19年度	86			20年度	62	16年度 ~	公社	
	実績		目標																									
	12年度	185	16年度	119																								
	13年度	89	17年度	117																								
14年度	217	18年度	98																									
15年度	168	19年度	86																									
		20年度	62																									
	<p>イ 長期借入金の償還</p> <p>分譲宅地の計画的な販売とともに、経費の節減等を図りながら、整理計画期間内に償還できるように努める。</p> <p>15年度末の長期借入金34.5億円</p> <p>長期借入金償還実績と目標(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th colspan="2">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>19.9</td> <td>16年度</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>5.2</td> <td>17年度</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>10.0</td> <td>18年度</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>13.5</td> <td>19年度</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20年度</td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目標		12年度	19.9	16年度	8.5	13年度	5.2	17年度	7.0	14年度	10.0	18年度	7.0	15年度	13.5	19年度	6.0			20年度	6.0	16年度 ~	公社	
実績		目標																										
12年度	19.9	16年度	8.5																									
13年度	5.2	17年度	7.0																									
14年度	10.0	18年度	7.0																									
15年度	13.5	19年度	6.0																									
		20年度	6.0																									
	<p>ウ 公社所有資産の処分</p> <p>整理計画に基づき、売却処分等を実施していく。</p> <p>公社所有資産の状況(15年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>件数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸事 土地</td> <td>9</td> <td>49,563.84</td> </tr> <tr> <td>業資産 建物</td> <td>5</td> <td>9,381.60</td> </tr> <tr> <td>事業用土地資産</td> <td>2団地</td> <td>77,328.23</td> </tr> <tr> <td>その他土地資産</td> <td>16</td> <td>91,410.31</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	件数	面積(m ²)	賃貸事 土地	9	49,563.84	業資産 建物	5	9,381.60	事業用土地資産	2団地	77,328.23	その他土地資産	16	91,410.31	16年度 ~	公社										
資産の種類	件数	面積(m ²)																										
賃貸事 土地	9	49,563.84																										
業資産 建物	5	9,381.60																										
事業用土地資産	2団地	77,328.23																										
その他土地資産	16	91,410.31																										
	<p>エ 県関係事業の公社からの移管</p> <p>整理計画に基づき、現在公社が行って</p>	16年度 ~	公社、県																									

	<p>いる県営住宅や特定優良賃貸住宅等の管理事業の移管を実施していく。</p> <p>県営住宅等の管理状況(15年度末現在) 県営住宅 県北管内 1,985戸 県中管内 2,106戸 駐車場 3,207区画 特定優良賃貸住宅 466戸</p> <p>オ 経常経費の節減 整理計画に基づき、経営合理化策として、諸経費の節減に努める。 経費節減目標(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>20年度目標額</th> <th>15年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤役職員人件費</td> <td>135,500</td> <td>54%</td> </tr> <tr> <td>共通経費事務費</td> <td>14,936</td> <td>62%</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 職員の処遇 整理計画に基づき、現公社職員の処遇についての支援を行っていく。 現行の支援制度 「希望退職制度」 「公社職員資格取得等支援研修制度」</p>	項 目	20年度目標額	15年度比	常勤役職員人件費	135,500	54%	共通経費事務費	14,936	62%	16年度 ~	公社	
項 目	20年度目標額	15年度比											
常勤役職員人件費	135,500	54%											
共通経費事務費	14,936	62%											
整理計画の見直し	整理計画の進捗に応じて、策定から2年経過時に計画内容を見直す。	18年度	県										

進 行 管 理 体 制

土木部において、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

団 体 名	福島県道路公社
-------	---------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標 1】

スカイライン等観光有料道路について、本県の重要な観光資源であること、山岳地帯の厳しい自然条件等により高額な維持管理費を要すること等を踏まえ、将来の管理等の在り方について検討を行う。

【目標 2】

会社の目的、果たす役割、経営状況等を踏まえ、公社運営や組織体制の在り方について、抜本的な検討・見直しを行う。

改 革 工 程 表

【目標 1 についての具体的な工程表】 - 観光有料道路の将来の管理方法等の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
観光有料道路の維持管理上の課題と将来の管理方法についての検討	平成 25 年 7 月 24 日に料金徴収期限を迎える予定のスカイライン等プール 3 路線について有料道路事業の継続を含めた将来の管理方法等について検討する。 〔検討内容〕 ・将来に向けた維持管理上の諸課題の整理 ・維持管理有料も含め有料道路事業の継続による維持管理の検討 等	19 ~ 20 年度	公社 県	

【目標 2 についての具体的な工程表】 - 公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し	関連事業の設計積算受託業務の在り方、規模等について検討・見直しを行う。 公社が自立的な事業展開を図るために、必要な人材の確保等、組織体制の在り方について検討・見直しを行う。 〔検討・見直し内容〕 ・プロパー職員の規模、育成等の検討・見直し ・県派遣職員の規模、組織体制の検討・見直し 等	19 年度	公社 県	

進 行 管 理 体 制

道路公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

総括責任者：専務理事（総務担当）

副総括責任者：専務理事（業務担当）

運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名

財団法人福島県建設技術センター

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

入札等制度改革に係る基本方針を踏まえ、早急に、建設技術センターの在り方について、抜本的な検討・見直しを行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】 - 建設技術センターの在り方の抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
職員派遣、事業委託等、県との関係の見直し	1 土木部幹部OBの理事長等役職員への就任を廃止する。	19年度 ~	県・公社	
	2 県職員の派遣を段階的に削減し、廃止する。	19 ~ 20年度	県	
	3 県からセンターへの積算業務委託を一部特殊な工事を除き原則廃止する。	18年度 ~	県	
市町村支援機能等、市町村との関係の見直し	1 市町村支援機能等、市町村との関係については、理事会等において協議・検討の上、センターとしての意思決定を行う。	18 ~ 19年度	公社	
	2 1の検討の推移を見ながら市町村支援など必要とされる機能をどこがどう担うべきかについて市町村と協議する。	18 ~ 19年度	県	
	3 2と併せて市町村の技術力向上等の支援策についても検討を進める。	18 ~ 19年度	県	

進行管理体制

公社においては、次により実施項目の進行管理を行う。

総括責任者：専務理事、副総括責任者：総務部長、事業実施責任者：建設・研修部長及び各出先機関の長

県においては、実施項目 については土木部、 の2については総務部、 の3については総務部及び土木部がそれぞれ進行管理を行っていく。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、今後の維持管理方式の決定を踏まえ、公社の在り方等について抜本的な検討・見直しを行う。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】 - 維持管理方式の決定を踏まえた、公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
今後の管理方式の決定	個別業務内容の整理・見直し及び指定管理者制度や包括的民間委託適用の課題等への対応に係る検討結果や他県での検討・導入状況を踏まえ、今後の管理方式を決定する。 〔検討の方法〕 管理方式を決定するにあたり、有識者の参考意見を聴取する場として「福島県流域下水道管理に関する懇談会」を設置し、議論を行う。	19年5月	県	【懇談会】 (構成員) 利用者代表2名 学識経験者3名 (開催時期)
決定内容を踏まえた検討	維持管理方式の決定を踏まえ、公社の在り方等について検討を行う。 関連事業の設計積算受託業務の在り方、規模等について検討を行う。 〔検討内容〕 ・維持管理方式変更時の人員体制等の検討 ・現状分析等に基づいた人員配置の見直し ・維持管理コストの縮減 ・市町村のニーズに合致した新たな公益事業	19年度	県・公社	
新体制への移行	流域下水道の管理方式について、平成20年度を目途に移行する。	20年度	県	

進 行 管 理 体 制

については、土木部において進行管理を行う。

については、公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

総括責任者：常務理事（総務） 副総括責任者：常務理事（業務）

公社の運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団 体 名	財団法人福島県自然の家
-------	-------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

県は、県直営による運営も含め、自然の家の在り方について抜本的な検討・見直しを行う。

改 革 工 程 表

【目標1についての具体的な工程表】 - 自然の家の在り方についての抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
自然の家の在り方についての抜本的な検討・見直し	<p>県直営による運営を含め、自然の家の在り方について抜本的な検討を行い、次回の指定管理者選定時期前の平成19年度中に方針を策定する。</p> <p>〔検討の方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団を存続した場合、直営にした場合におけるそれぞれの問題点や課題等の整理 ・関係機関との調整 ・自然の家の在り方の方針策定 	19年度	県 公社	次回指定管理者選定： 平成20年度

進 行 管 理 体 制

生涯学習領域施設運営グループにおいて進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。